「就学援助」制度についてお知らせ -2026年度-

豊岡市教育委員会 学校教育課

豊岡市では、経済的な理由により、児童、生徒の小・中・義務教育学校への就学が困難なご家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助しています。

◆就学援助の対象となる方

豊岡市立小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方。ただし、事情により区域外就学をされている場合は、ご相談ください。

①生活保護受給世帯・・・申請は不要です。（要保護世帯）

②生活保護に準ずる世帯・・・世帯全体の前年所得が、生活保護基準の1.3倍未満の世帯
申請が必要です。下欄をご確認ください。（準要保護世帯）

※生活保護基準は、世帯の人数や年齢構成等により異なります。

◆申請方法

以下の書類に必要事項を記入し、学校または、学校教育課(市役所６階)に提出してください。

【提出書類】

〇就学援助申請書兼世帯票
〇就学援助申請に伴う同意書
〇就学援助費振込口座報告書

※申請書類は学校教育課、各学校、各振興局地域振興課にあります

〇令和８年度　所得証明書（2026年１月１日現在、豊岡市に住民票がない方のみ）

◆就学援助費の支給内容（生活保護受給世帯は※1のみが対象です）　〔年額※2〕

内　　容	小学校※3	中学校※3	備　　考
新入学児童生徒学用品費	64,300円	81,000円	４月末までに認定された新１・７年生のみ
学用品費	11,630円	22,730円	年３回に分けて支給（７月・12月・３月）
通学用品費（１・７年生以外）	2,270円	2,270円	
校外活動費	1,600円	2,310円	
学校給食費		実食額	毎月の口座振替を停止
自然学校食費※1	実費相当額		実施後に学校の報告により支給
修学旅行費※1	実費相当額	実費相当額	実施後に学校の報告により支給
PTA会費	3,450円以内	4,260円以内	学校の徴収実績報告により基準額以内で支給
クラブ活動費・生徒会費		国の基準額以内	
卒業アルバム費※1	11,000円以内	10,000円以内	学校の徴収実績報告により基準額以内で支給（購入した方のみ）
医療費※1	学校保健安全法で定められた疾病の治療のみ無料		該当者に「医療券」を交付

※２　国の基準額改定により、金額が変更になることがあります。また、年度途中の認定の方は、月割計算での支給となります。

※３　小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程が含まれます。

裏面に続きます

◆その他

- 審査は、2025 年１月から 12 月の１年間の**世帯全体の所得**で行います。
- 転出等により市立小・中・義務教育学校へ入学・進級されない場合は、支給した額を返還していただきます。
- 新入学児童生徒以外の申請は、随時受け付けています。

【参考】世帯全体の所得額（生活保護基準の 1.3 倍）のめやす

世帯人員数	２人	３人	４人	５人
所得額合計 （基準額）	1,655,000 円	2,247,000 円	2,870,000 円	3,401,000 円

- 世帯構成や年齢などにより、基準額は変わります。
- 世帯員の所得の合計額が基準額未満である場合、就学援助（準要保護）の対象となります。

※所得とは、給与収入については「給与所得控除後の金額」、事業収入については「必要経費を差し引いた金額」、年金収入については「公的年金等控除後の金額」等のことです。

【問合せ先】
豊岡市教育委員会　学校教育課　学務係
電話　0796-23-1451（直通）